

監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、平成 30 年度行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 31 年 2 月 25 日

上田市監査委員 小池 功二  
同 尾島 勝

# 平成30年度行政監査結果

上田市監査委員

## 1 監査のテーマ

歳入歳出外現金の管理について

## 2 監査の目的

歳入歳出外現金は、市の所有に属さず一時的に預かる必要のあるもので予算決算には計上されません。そのため、管理、保管の状況については監査される機会が少なく、リスク管理及び内部統制機能が確立されているかを検証する必要があります。

また、新公会計制度においては、歳入歳出外現金も財務諸表等に正確に表示される必要があり、適正な管理が求められます。

これらを踏まえ、歳入歳出外現金を取り扱う課を抽出し、その管理が関係法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、合理的かつ効率的、効果的に行われているかを監査しました。

## 3 主たる着眼点

- (1) 根拠に基づき正確に金額算定され、適切に収支の事務が行われているか。
- (2) 合理的な理由がなく、長期間滞留しているものはないか。
- (3) 残高、内容、支払相手及び支払時期等が適正に把握、管理されているか。

## 4 監査の対象

財務会計システムで管理されている歳入歳出外現金について、平成30年9月30日を基準日とした6億6千9百万円のうち、担当課で受払いが完結する保証金と保管金から、入出金が多いもの、長期に渡り動きがない次に示す歳入歳出外現金を対象としました。

(単位:円)

部局	No.	担当課	款	項	目	科目名	基準日残高
政策企画部	1	交流文化芸術センター	02保管金	06文化施設事業 売上金	02上田市交流文化 芸術センター	チケット売上	6,409,560
財政部	2	財産活用課	01保証金	02契約保証金	01契約保証金	土地売買契約に係る 契約保証金	6,799,900
	3	収納管理課	01保証金	99その他保証金	01その他保証金	破産事件に係る 交付要求配当金	208,630
			02保管金	01差押現金	01差押現金	滞納処分に係る差押金	4,416,977
			02保管金	99その他保管金	01その他保管金	滞納処分に係る 交付要求配当金	1,273,745
市民参加協働部	4	市民課	02保管金	04電子証明書 発行手数料	01電子証明書 発行手数料	電子証明書発行手数料	7,200
生活環境部	5	生活環境課	02保管金	07県民交通災 害共済掛金	01県民交通災害 共済掛金	県民交通災害共済掛金	4,000
	6	住宅課	01保証金	04住宅保証金	01市営住宅敷金	市営住宅入居敷金	56,237,080
福祉部	7	福祉課	02保管金	08災害義援金	01災害義援金	震災等に対する義援金	1,144,874
都市建設部	8	管理課	01保証金	02契約保証金	01契約保証金	上田駅前ビルパレオ 入居敷金	11,437,502
丸子地域自治センター	9	地域振興課	01保証金	02契約保証金	01契約保証金	土地売買契約に係る 契約保証金	14,407,335
教育委員会	10	教育総務課	01保証金	02契約保証金	01契約保証金	太陽光発電施設屋根等 貸付事業保証金	4,498,450

## 5 監査の方法

各課が管理する歳入歳出外現金の台帳等と財務会計システムの残高を照合し、差異がないか、また、残高の内訳で不明なものや滞留しているものがないかを事務監査と実査により確認しました。

## 6 監査の期間

平成30年11月1日から平成31年2月20日

## 7 歳入歳出外現金の概要

今回の監査で対象とした歳入歳出外現金とは、地方公共団体の所有に属せず、法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が保管する現金のことを指します（地方自治法第235条の4第2項）。地方公共団体の所有に属せず、とは、預り金という意味であり、その受払いは歳入歳出予算や決算には計上されません。

上田市財務規則では、歳入歳出外現金の出納及び保管については、歳計現金と同様の規定に基づき行うとされています（上田市財務規則第162条第3項）。

また、会計管理者等は、歳入歳出外現金を次の3つに区分して整理することと定められています（上田市財務規則第161条第2項）。

### (1) 担保金

指定金融機関担保金等、法令の規定により担保として提供された現金

### (2) 保証金

入札保証金、契約保証金、市営住宅の敷金等、法令の規定により保証金として提供された現金

### (3) 保管金

県民税、差押現金、公売代金、源泉徴収等、法令の規定により一時保管する現金

財務会計システムでは、次の4つに大別して管理しています。

※残高は平成30年9月30日現在

款	残高
保証金	111,071,862 円
保管金	526,414,815 円
指定金融機関担保	30,000,000 円
源泉所得税	1,987,329 円
合 計	669,474,006 円

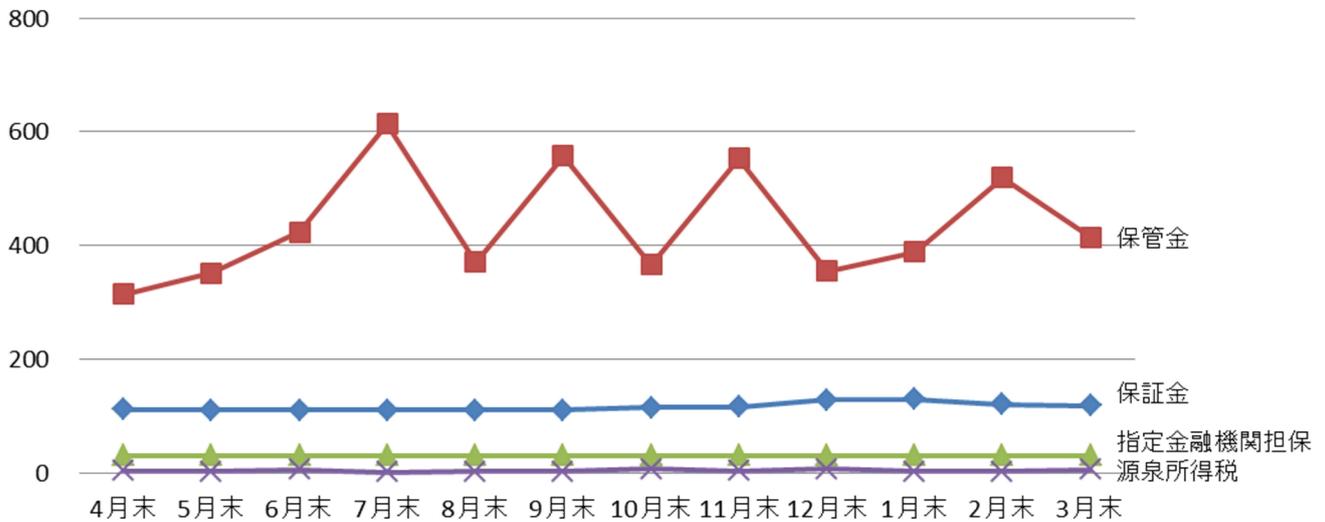
これらの平成29年度の月別残高の推移は次のページのとおりです。

月別各款の残高推移（平成29年度）

単位：百万円

款	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
保証金	111	110	110	110	110	110	115	115	129	129	120	118
保管金	314	351	423	614	370	558	366	553	355	389	520	415
指定金融機関担保	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
源泉所得税	3	1	5	1	2	1	6	2	7	2	1	5
合計	458	492	569	755	512	699	517	701	520	550	671	568

(百万円)



※1 会計課が提出した平成29年度例月現金出納検査資料を集計した

※2 百万円未満は切り捨てて表示

保管金は、月によって変動が大きく、最大で6億円の残高となっています。変動の主な要因は、県民税の入出金によるものでした。

一方、保証金は、月によって大きな変動はなく、各月約1億円で推移しています。保証金の多くは市営住宅敷金など長期で保管するものであるためと考えられます。

平成30年度へは、全体で5億6千8百万円の繰越しが行われました。

## 8 監査の結果、意見

今回の監査の結果、各課の監査基準日における歳入歳出外現金の管理状況は次のとおりでした。

### ●監査基準日（平成30年9月30日）における歳入歳出外現金の管理状況

(単位:円)

所 属	科目名	基準日残高 A	基準日残高に係る 修正必要額 B	基準日残高に係る 払出等予定額 C	不明額 A+B-C
政策企画部 交流文化芸術センター	チケット売上	6,409,560	0	6,409,560	0
財政部 財産活用課	土地売買契約に係る 契約保証金	6,799,900	0	6,799,900	0
財政部 収納管理課	破産事件に係る 交付要求配当金	208,630	△ 208,630	0	0
	滞納処分に係る差押金	4,416,977	1,646,646	4,969,788	1,093,835
	滞納処分に係る 交付要求配当金	1,273,745	△ 1,273,745	0	0
市民参加協働部 市民課	電子証明書発行手数料	7,200	△ 200	7,000	0
生活環境部 生活環境課	県民交通災害共済掛金	4,000	0	4,000	0
生活環境部 住宅課	市営住宅入居敷金	56,237,080	0	56,172,050	65,030
福祉部 福祉課	震災等に対する義援金	1,144,874	0	1,144,874	0
都市建設部 管理課	上田駅前ビルパレオ 入居敷金	11,437,502	0	11,437,502	0
丸子地域自治センター 地域振興課	土地売買契約に係る 契約保証金	14,407,335	0	14,407,335	0
教育委員会 教育総務課	太陽光発電施設屋根等 貸付事業保証金	4,498,450	0	4,498,450	0

※1 「基準日残高」とは、財務会計システムにおける平成30年9月30日現在の数値であり、会計課が現金として保管している額

※2 「基準日残高に係る修正必要額」とは、過去の払出額等に誤りが発見されたため、修正を必要とする額

※3 「基準日残高に係る払出等予定額」とは、基準日残高において市が実際に払出し等を予定している額

※4 「不明額」とは、今後の払い出し等の処理を行った場合に残る額で、担当課がその内容を把握していない額

各課に対する指摘事項、意見は次のとおりです。

改善すべき点が認められた課所においては、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されることを求めます。

#### 【 各課に対する指摘事項、意見 】

##### ■ 交流文化芸術センター：チケット売上金

・指摘事項 なし

■ 財産活用課：土地売買契約に係る契約保証金

・指摘事項 なし

■ 収納管理課：破産事件に係る交付要求配当金、滞納処分に係る差押金、  
滞納処分に係る交付要求配当金

・指摘事項

担当課管理簿と財務会計システム受払簿の額に差異があり、1,093,835円の不明額がありました。

また、破産事件に係る交付要求配当金と滞納処分に係る交付要求配当金の残高は歳入科目の誤りにより、いずれも滞納処分に係る差押金に科目が修正となりました。

・意見

実査により管理状況を確認したところ、収納担当と現金振替を行う管理係それぞれで複数のチェックが入る体制が整備されており、差押金として収納された現金は、およそ2週間後には各滞納科目へ振替が行われていました。不明額は、現状のようなチェック体制や台帳のシステム管理が整備される以前において発生したものと考えられます。

当現金は、携わる職員が多いことから、今後不明額が発生しないよう明文化した取扱基準を整備することが必要と考えます。

また、現在の不明額をどのように処理をするのか検討をしてください。

■ 市民課：電子証明書発行手数料

・指摘事項

真田地域自治センターにおける平成28年8月16日分電子証明書発行手数料1件200円が、地方公共団体情報システム機構への申告漏れにより支払いが行われていませんでした。適正に処理するよう求めます。

・意見

修正必要額が生じた原因は、データ共有が本庁と各地域自治センターにおいてなされていなかったためと考えられます。今年度よりネットワーク上に共有台帳を管理し対応はされていました。

当現金は、会計年度単位で処理し、完結する現金であることから、年度末の適正な事務処理に努め、繰越額の内容には十分に留意してください。

■ 生活環境課：県民交通災害共済掛金

・指摘事項 なし

## ■ 住宅課：市営住宅入居敷金

### ・指摘事項

担当課管理簿と財務会計システム受払簿の額に差異があり、65,030円の不明額がありました。

### ・意見

不明額は、退去後等に何らかの理由で敷金返金がなされなかった分と考えられます。

また、現在の保管現金の中には、亡くなられて親族が不明等で返金不可能となったものなど、非居住者分の未返金敷金1,460,800円が含まれていました。

今後不明額が発生しないよう、明文化した取扱基準を整備することが必要であるとともに、現在の不明額65,030円と非居住者分の未返金敷金1,460,800円の今後の取り扱いについて、速やかに再調査等を行い、どのように処理をするのか検討をしてください。

## ■ 福祉課：震災等に対する義援金

### ・指摘事項

歳入歳出外現金で管理されている東日本大震災分の義援金は、平成24年1月に受入れを開始してから平成25年11月に南三陸町等へ送金した以降、被災地への送金は5年間行われていない状況でした。

また、この義援金は、平成23年12月15日の災害支援本部会議資料の「東日本大震災義援金の市長直接受領分の取り扱いと今後の支援事業実施方法について」によると、「送付先の被災地を市長に一任」されたものであり、用途を市長に一任されたものではありません。しかしながら、これまでに支出された義援金の中には、被災地への送金以外に被災地でのイベントに係る特定の団体等に対しての出演料や滞在費、燃料費等が748,513円ありました。

### ・意見

日本赤十字社では、義援金の三原則として「迅速性」「透明性」「公平性」をあげています。

上田市でも募金者の意思に基づき、義援金が速やかに、公平に活用され、その用途の透明性の確保がなされる体制を求めます。

そのためには、現在、現金保管を福祉課が行い、災害支援本部を統括する危機管理防災課が送金先の決定を行っていますが、受入から送金まで一課が一元管理し「迅速性」を高め、義援金の受入期間や出納、保管等についての明確な基準を定めて「公平性」を保ち、送金状況については速やかに公表を行い「透明性」を確保するなどの必要があると考えます。

■ **管理課：上田駅前ビルパレオ入居敷金**

・指摘事項      なし

■ **丸子地域振興課：土地売買契約に係る契約保証金**

・指摘事項      なし

■ **教育総務課：太陽光発電施設屋根等貸付事業保証金**

・指摘事項      なし

■ **会計課**

・意見      :    歳入歳出外現金の取り扱いにおける内部統制について

歳入歳出外現金は、市の所有に属しない現金であり、各課においては、金額や債権等を正確に把握し、適時適切に支出等を行わなければなりません。

しかしながら、今回の監査を契機に、改めて該当現金の内容把握に努めた課所が多く、また、受払簿の整備不備、残高内容が未確認のまま年度末に繰越処理が行われている等の実態もありました。

このような状況では、公金事故等の発生や、仮に公金事故等が発生していても発見が困難になるなどの様々なリスクが存在します。

歳入歳出外現金の出納及び保管について各課が適正に行えるよう、会計課において歳入歳出外現金の取り扱いにおけるマニュアルや取扱要綱の整備を進め、指導を求めます。